

町内会役員活動諸手当規定

深浦町内会役員が町内活動の目的で業務を行った場合は、下記の規定により諸手当を支給する。

第1項 出張日当交通費 深浦町内会役員が町内活動の目的で町内会管轄外に出張した場合は日当及び交通費を支払う。

日 当 横須賀市内 1, 000円

交通費 実 費 但し、追浜行政センター管轄外のみとする。

請求方法 その都度又は月末に会計担当に伝票で請求精算する。

第2項 業務活動手当

① 役員会・定例会・クリーン等の業務活動手当 月 500円

② 幹事役員会（会長・副会長会議）の業務活動手当 月 500円

役員会・定例会・その他の行事の事前検討会・準備会業務活動

③ 町内会館維持管理者手当 会館防災・防犯・清掃維持活動 月 500円

④ 地域における広報活動手当 広報紙等配布物の配布発送活動 月 500円

⑤ 総務担当業務活動手当 町内会活動の計画・文書・事務管理 月 500円

⑥ 会計担当業務活動手当 会計関係事務処理等の管理 月 500円

⑦ ごみダイエツト推進管理者手当 ごみ集積所の維持・管理活動 月 500円

第3項 会長に会長業務手当を支給する。 月 10、000円

以上第2項～3項は6か月ごと（9月・3月）に分けて支払う。

第4項 会長退任記念品代 1期2年 10, 000円

役員退任記念品代 右記表のとおり

役員退任記念品代	
2期～3期	5, 000円
4期～5期	10, 000円
6期年以上	20, 000円

第5項 本件規定は必要に応じて役員会にて改定することができる。

この規定は平成16年4月4日より施行する

平成18年8月26日一部改正 平成24年4月28日一部改正

平成30年4月25日一部改正 令和2年4月25日一部改正

令和6年4月7日一部改正